平成２６年（フ）第２９号
東京都八王子市小比企町1135番地８エクセルハイム202号
債務者　齋藤　達也
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　　充
4　破産債権の届出期間　平成26年３月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４５７号
埼玉県さいたま市岩槻区上里１丁目１―55
債務者　飯島　宏史
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　彰紘
4　破産債権の届出期間　平成26年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５８号
埼玉県さいたま市岩槻区上里１丁目１―55
債務者　飯島惠美子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　彰紘
4　破産債権の届出期間　平成26年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４５９号
茨城県猿島郡境町大字下砂井616―10
債務者　永田　純次
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　彰紘
4　破産債権の届出期間　平成26年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３６号
千葉県成田市吾妻２丁目１番地１　４棟501号
債務者　吉木　　隆
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　恒平
4　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月13日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１号
岐阜県関市植野524番地８
債務者　三輪　和司
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　千鶴
4　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２２号
大分市緑が丘４丁目26番５号
債務者　中園　清春
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　祐治
4　破産債権の届出期間　平成26年３月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１号
沖縄県宮古島市平良字下里1173番地３　糸満アパート２階
債務者　砂川惠美子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第２２号
沖縄県宮古島市平良字下里1173番地３　糸満アパート２階
債務者　與儀　聡子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第２３号
沖縄県宮古島市平良字下里1173番地３　糸満アパート２階
債務者　與儀　雅志
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第１１号
函館市亀田本町67番47号
債務者　竹山眞理子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１６号
函館市上湯川町41番14号
債務者　斎藤　寛子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２２号
函館市富岡町２丁目25番14号
債務者　橋本　政人
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２３号
北海道亀田郡七飯町字上藤城124番地の２
債務者　小幡アイ子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１号
山形県東置賜郡高畠町大字安久津173番地の１、前住所山形県東置賜郡高畠町大字二井宿4821番地の１
債務者　中川　志真
1　決定年月日時　平成26年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１５２７号
埼玉県久喜市本町６丁目16番41号、旧住所埼玉県上尾市大字瓦葺1928番地３
債務者　益子　　清
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係